

## 公益財団法人茨城県暴力追放推進センター

[法人の概要]

平成25年7月1日現在

代表者名	理事長 幡谷 祐一(非常勤)	県所管部課	警察本部組織犯罪対策課	
所在地	水戸市三の丸1-5-38	電話番号	029-228-0893	
ホームページURL	<a href="http://www.boutsui-ibaraki.or.jp">http://www.boutsui-ibaraki.or.jp</a>	E-mailアドレス	<a href="mailto:info@boutsui-ibaraki.or.jp">info@boutsui-ibaraki.or.jp</a>	
資本金(基本財産)	804,311	千円	設立年月日	平成4年6月16日
主な出資者	出資順位	出資者名	出資額(千円)	出資比率
	1	茨城県	300,000	37.3%
	2	水戸市	7,734	1.0%
	3	日立市	6,450	0.8%
	4	つくば市	5,240	0.7%
	5	古河市	4,620	0.6%
	その他	2,803団体	480,267	59.7%
設立目的	暴力団による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、犯罪の防止又は治安の維持を目的とする。			

[事業の概要]

(単位:千円)

事業名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	内 容	
事業1	広報啓発事業	4,563	6,021	7,899	暴力団排除気運を醸成するための各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。
	全体事業に占める割合	18.0%	25.6%	26.8%	
事業2	予防活動支援事業	2,590	4,665	5,495	公安委員会からの委託を受け、県内各事業所から選任された不当要求防止責任者に対し、暴力団員による不当な行為の予防、不当要求行為に対する対応要領、知識が得られるよう不当要求防止責任者講習を行う。
	全体事業に占める割合	10.2%	19.8%	18.7%	
事業3	被害者支援事業	1,323	3,347	3,856	資格を満たす暴力追放相談委員が、面接、電話等により県民からの暴力団員による不当な行為に関する相談に応じるほか、暴力団員による事件の被害者に対する支援、救済を図る。
	全体事業に占める割合	5.2%	14.2%	13.1%	
その他事業	事業1~3以外	16,920	9,517	12,212	暴力団排除に係る組織活動支援事業、暴力団組織離脱者に対する救済・更正事業、研修事業等。
	全体事業に占める割合	66.6%	40.4%	41.5%	
全体事業		25,396	23,550	29,462	指定管理者
	全体割合	100.0%	100.0%	100.0%	

&lt; 公益財団法人茨城県暴力追放推進センター から県民のみなさまへ &gt;

暴力団は、県民の生活・企業活動などの脅威となっています。

当センターは、暴力のない住みよい茨城県を実現するため、地域社会からの暴力団追放に向けて取り組んでいます。

誰もが気軽に安心して相談でき、相談して本当に良かったと言われるようなセンターを目指して活動しています。

警察と弁護士と一緒に、右手に警察、左手に弁護士という体制のもと、暴力団の被害に困っている皆さま方のいわゆる「駆け込み寺」となるべく取り組んでまいりたいと思います。

平成26年2月 理事長 幡谷 祐一

[経営状況] 公益財団法人茨城県暴力追放推進センター(単位:千円)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	増減数	増減理由
正味財産増減計算書	経常収益	27,313	27,173	28,612	1,439	
	基本財産運用益	15,077	14,735	14,571	△ 164	
	事業収益	3,963	3,513	4,227	714	
	受取補助金等	0	0	700	700	
	その他収益	8,273	8,925	9,114	189	賛助金の増加
	経常費用	25,396	23,550	29,462	5,912	
	事業費	9,341	15,957	19,251	3,294	
	管理費	16,055	7,593	10,211	2,618	
	うち役員人件費	4,560	5,086	5,291	205	
	うち職員人件費	10,514	12,898	10,522	△ 2,376	平成24年度一定期間女性職員産休
	評価損益等	0	0	0	0	
	経常増減額	1,917	3,623	△ 850	△ 4,473	
	経常外収益	1,000	0	0	0	
	経常外費用	0	37	0	△ 37	
経常外増減額	1,000	△ 37	0	37		
一般正味財産増減額	2,917	3,586	△ 850	△ 4,436		
指定正味財産増減額	0	40,669	37,150	△ 3,519		
正味財産期末残高	818,837	863,092	899,392	36,300		
貸借対照表	資産合計	822,010	863,966	900,568	36,602	
	流動資産	14,739	18,586	11,661	△ 6,925	車輜等備品の購入
	固定資産	807,271	845,380	888,907	43,527	
	負債合計	3,173	874	1,176	302	
	流動負債	649	874	1,176	302	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	2,524	0	0	0	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
正味財産合計	818,837	863,092	899,392	36,300		
基本財産充当額	804,311	844,981	877,130	32,149		
県財政関与状況	補助金	0	0	0	0	
	委託料	3,963	3,513	4,227	714	責任者講習受託費の増加
	貸付金	0	0	0	0	
	その他(分担金・負担金・出捐金等)	0	0	0	0	
	合計	3,963	3,513	4,227	714	
	財政的関与の割合(%)	14.5%	12.9%	14.8%	1.8	
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高(期末)	0	0	0	0	
借入金残高(期末)	0	0	0	0		
合計	0	0	0	0		

主要経営指標	算式等	平成22年度	平成23年度	平成24年度	増減P	備考
公益目的事業比率	認定法第15条に定める率		0.67757962	0.65341796	-2.4162	公益法人移行後の事業実績を表示
管理費比率	管理費/経常費用	63.2%	32.2%	34.7%	2.4	
人件費比率	人件費/経常費用	59.4%	76.4%	53.7%	△ 22.7	
自己収益比率	自己収益額/経常収益	30.3%	32.8%	34.3%	1.5	
流動比率	流動資産/流動負債	2271.0%	2126.5%	991.6%	△ 1135.0	
借入金比率	借入金残高/負債・正味財産合計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0	

[組織]

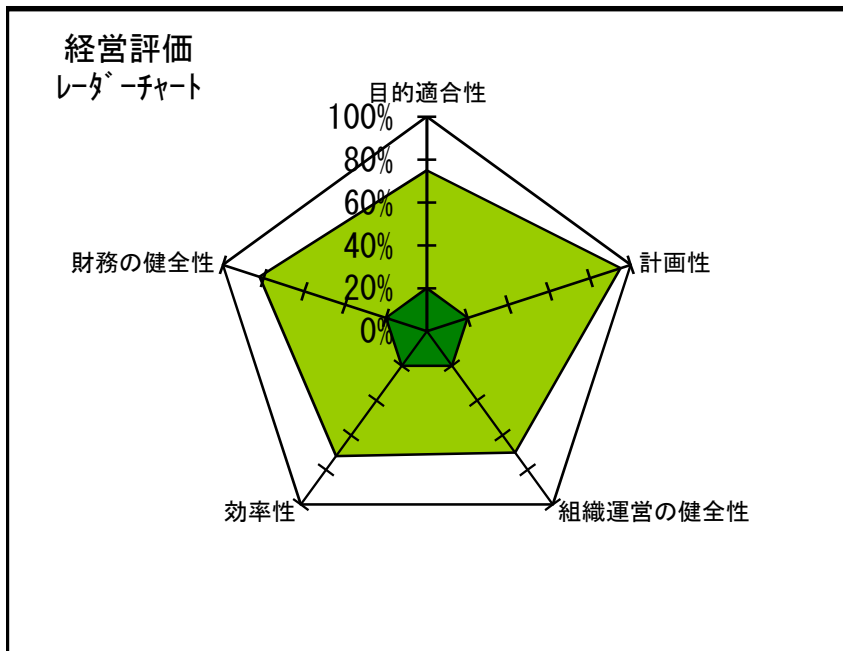
7月1日現在の人数		平成23年			平成24年			平成25年			増減数	増減理由
		県派遣	県OB		県派遣	県OB		県派遣	県OB			
役員	常勤理事・監事	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	
	非常勤理事・監事	9	0	0	9	0	0	9	0	0	0	
	計	10	0	1	10	0	1	10	0	1	0	
職員	管理職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一般職	3	0	2	3	0	2	3	0	2	0	
	嘱託・臨時職員等	1	0	0	2	0	0	1	0	0	△ 1	女性職員産休のため平成24年度に臨職採用
	計	4	0	2	5	0	2	4	0	2	△ 1	
当期	プロパー職員平均勤続年数	2.3年	常勤職員(嘱託・臨時職員を除く)の年齢構成						平均年齢		常勤役員平均報酬(年額)	
			~20代	30代	40代	50代	60代	合計	千円	千円	千円	
			1	0	0	0	2	3	49.0歳	1名のため個人情報となる報酬は非公開	プロパー職員平均給与(年額)	
											485.7千円	

[評点集計]

公益財団法人茨城県暴力追放推進センター

評価の視点	評価項目数	評点	満点	得点率
目的適合性	9	15	20	75%
計画性	8	19	20	95%
組織運営健全性	10	14	20	70%
効率性	10	13	18	72%
財務健全性	9	14	17	82%
合計	46	75	95	79%

**警戒指標**



《評価の視点》

目的適合性	法人が行っている事業と当初の設立目的が適合しているか
計画性	経営目的、経営方針が各種計画に反映され、計画・実行・見直しが行われているか
組織運営健全性	組織、人事、財務等の内部管理体制が適切に整備・運用され、かつ情報公開による透明性の確保が適切か
効率性	組織の管理運営上における人的・物的な経営資源が有効活用されているか
財務健全性	法人の財務体質が健全であるか、また、各事業の採算性がとれているか

[法人の自己評価（経営概況、経営上の課題・対策等）]

目的適合性	計画性	組織運営健全性	効率性	財務健全性
公益目的事業のうち、暴力団相談事業及び不当要求防止責任者に対する講習事業を中心にを行う。また、センターの知名度向上に向け、積極的な広報活動を行う。	暴力のない安全で住みよい茨城県を実現するため、中長期経営計画に基づき、各年度の事業結果を分析検討し、その結果に基づいて翌年度の事業計画を策定するとともに、センターの知名度向上を図る。	監事として公認会計士を選任しており、財務部門の強化を図るなど業務監査体制を強化した。また、コンプライアンス規程を整備し、職員一丸となってコンプライアンスを確保し公益目的事業を推進する。	管理費、人件費を抑制しており、県民のニーズに的確に対応出来るよう各種業務を効率的に推進している。また、物品購入の際は、数社の見積もりをとるなど抑制を図っている。	予算収支に見合った支出を行っており、賛助会員の更なる拡大を目指し財源確保を図っている。
今後の事業展開の方向	暴力団は、近年、伝統的な資金源獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠蔽しながら、建設業、不動産業など企業活動を仮装した一般社会での活動を活発化させている。また、公共事業への介入や公的融資制度を悪用した詐欺事件、更には、東日本大震災の発生に伴い、大規模かつ継続的な復興事業の中核を占める建設業界における利権に食い込もうとするなど社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金源獲得活動を行っている。また、暴力団組織同士による対立抗争事件や民間人を標的としたけん銃発砲事件を起こすなど、依然として市民社会にとって大きな脅威となっている。このため、当センターとしては、各種暴力団排除活動の更なる推進とセンターの事業活動に対する周知度を高めると共に、反社会的勢力対策の中心的役割を担えるよう事業活動を展開していく。			

[法人担当課の意見]

目的適合性	計画性	組織運営健全性	効率性	財務健全性
各種業界における暴力団排除活動に向けた中心的役割を担っており、県民の身近な存在として、相談活動事業や不当要求防止責任者に対する講習事業の増加が見込まれる。	中長期的な経営計画を策定しているが、センターの周知度を向上させると共に、目標達成に向け、なお一層の努力が必要である。	公認会計士を監事に登用し、女性プロパー職員を採用するなど組織体制の強化が図られている。責任を明確にし、職員が一丸となって対応する姿勢が必要である。	管理費の抑制を図り、賛助会員の拡大を目指すと共に、更なる事務費軽減に努める必要がある。	公認会計士を監事としており、監事体制の面において強化が図られている。今後、賛助会員の拡大を図るなど、自助努力を徹底し、更なる健全化に努める必要がある。
<b>法人担当課の意見</b> 暴追センターは、暴力団に関する各種相談、事業所から選任された不当要求防止責任者に対して行う講習など暴力団排除に向けた事業を行う公益財団法人である。県民のニーズに応えるには、これまで以上に、センターに対する認知度を向上させる必要があり、引き続き、県民に対する積極的な広報啓発活動を推進し、センターの事業内容や必要性を周知させると共に、相談者や受講者のニーズに沿った対応、講習の実施を図るよう指導していく。				

[経営目標]

区分	指 標 名	単位	H22実績	H23実績	H24 目標値	H24実績	達成度(%)	H25目標値	
経営目標	事業成果	1 暴力団相談	件数	511	621	500	738	100.0%	600
		2 責任者講習	人	1,864	2,053	2,000	2,561	100.0%	2,000
	健全性	1 賛助会費獲得	万円	826	866	900	911	100.0%	1,000
		2							
	効率性	1							
		2							
平均目標達成度							100.0%		

[総合評価]

取組みを強化すべき視点	目的適合性	計画性	組織運営健全性	効率性	財務健全性
	概ね良好	改善の余地あり	改善措置が必要	緊急の改善措置が必要	
総合的所見等	法人への相談件数や不当要求防止責任者講習の受講者数が年々増加しているほか、人格権に基づく暴力団事務所の使用差止請求訴訟を代行して行う「適格団体」の認可を控えるなど、法人は、その重要性が増している。 今後とも、当法人の活動について、より一層のPRに努めるほか、賛助会員の拡大など更なる財政基盤の充実と活動の活性化に努められたい。				
総合的所見等に係る対応	法人業務の中心である暴力団相談事業や不当要求防止責任者講習事業はもとより、人格権に基づく暴力団事務所の使用差止請求訴訟を代行して行う「適格団体」認定に伴う新たな業務に対しても、これまで同様、適切な対応ができるよう指導していく。 暴力追放活動を行う法人として、広く県民に意識され、最も身近な存在となるよう、効果的な広報活動を展開するとともに、各種機会を捉え暴力団排除活動への積極的な支援を行うほか、新たな賛助会員の獲得等による財政基盤の充実と活動の活性化に努めるよう指導していく。				